

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【諏訪市】

(令和6年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
市営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		都市計画課建築住宅係	0266-52-4141 (内線268)	届出受領証等の提示により、パートナー同士による市営住宅への世帯としての入居申込みができます。
市営墓地の申込み		○	環境課環境衛生係	0266-52-4141 (内線211)	パートナー間における市営墓地の申込みができます。
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	こども課保育係	0266-52-4141 (内線447)	パートナー両名として、子どもの保育施設への入所申込みができます。
保育所・児童クラブへの送迎		○	保育所：こども課保育係 児童クラブ：教育総務課青少年係	0266-52-4141 (内線447) 0266-52-4141 (内線465)	パートナーによる保育所・児童クラブへの送迎ができます。
母子手帳交付の代理手続	○		健康推進課健康支援係	0266-52-4141 (内線592)	委任状又は届出受領証等の提示により、パートナーが代理で妊娠届出書を提出でき、母子手帳を受け取ることができます。
要介護認定の代理申請		○	高齢者福祉課介護保険係	0266-52-4141 (内線293)	パートナーの要介護認定申請書の提出ができます。
生活保護制度の申請		○	社会福祉課生活福祉係	0266-52-4141 (内線238)	世帯収入の判定において、パートナーの収入を合算することができます。
生活困窮者支援		○	社会福祉課生活福祉係	0266-52-4141 (内線238)	パートナー間における生活困窮者支援の対象とすることができます。
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)	○		市民課市民窓口係	0266-52-4141 (内線116)	届出受領証等を提示すれば委任状に代えて代理申請ができます。
災害見舞金の支給		○	社会福祉課社会係	0266-52-4141 (内線231)	パートナー間における災害見舞金を受給とすることができます。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課市民税係	0266-52-4141 (内線142)	パートナー間における減免を受けることができます。
個人住民税申告書の代理提出		○	税務課市民税係	0266-52-4141 (内線142)	パートナーが作成した個人住民税申告書の提出ができます。
DV相談窓口の利用		○	こども課子育て支援係	0266-52-4141 (内線448)	パートナー間のトラブルも相談することができます。